



## 複数市町村で営農する

# 認定農業者の手続きが変わります！

複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって県又は国が農業経営改善計画の認定手続きを一括で行います。

(令和2年4月から実施)

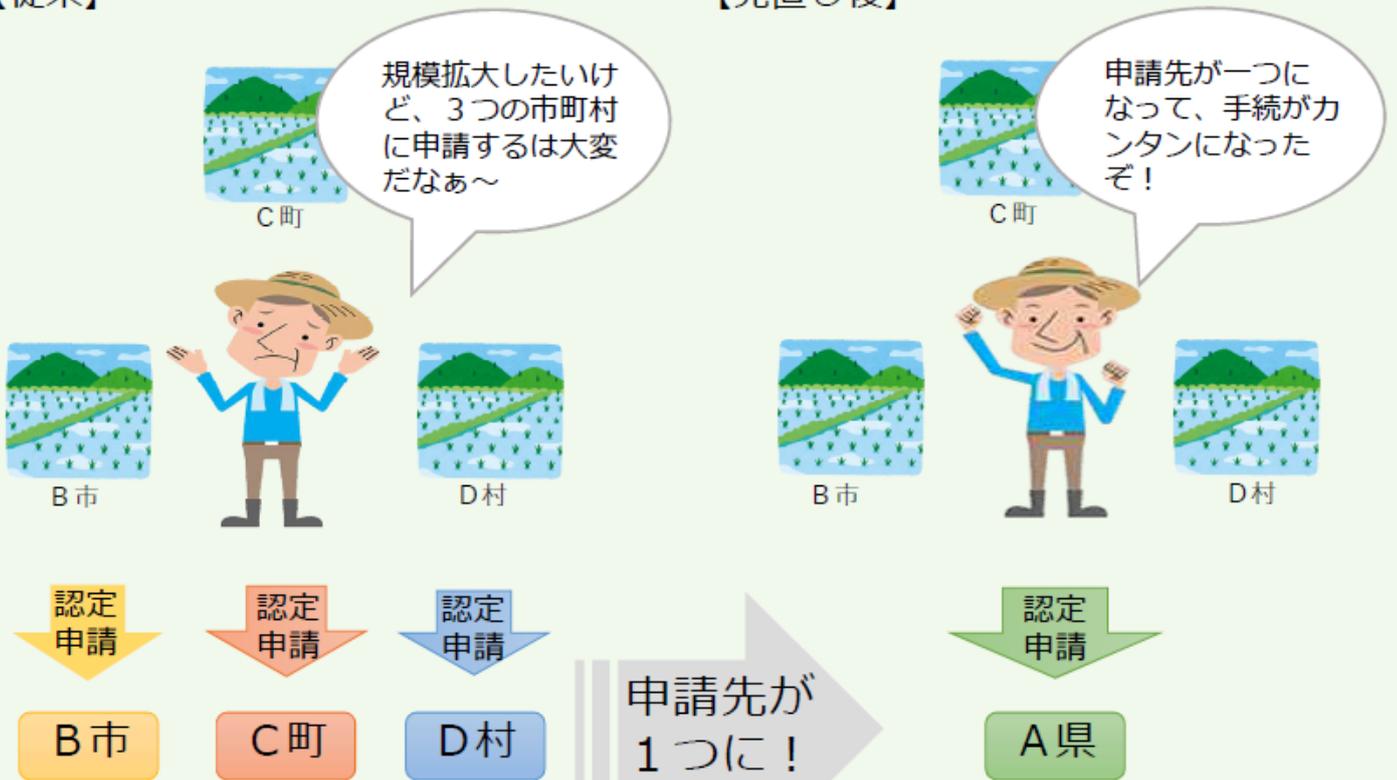
※現在、認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、期限まで申請の必要はございません。

従来、複数の市町村で営農する場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに申請先を一本化します。

▶A県のB市・C町・D村で営農している農業者が農業経営改善計画の認定申請を行う場合

【従来】

【見直し後】



ウラ面あり

# 申請先

- ① 営農する地域が鶴田町のみの方 → 町へ申請
- ② 営農する地域が県内の複数市町村にある方 → 県へ申請
- ③ 営農する地域が県内のほかに他県にもある方 → 国へ申請

※現在、町で認定を受けている方で②、③に該当する方は、それぞれの申請先で更新となります。(更新案内は町から届きます)

# お問い合わせ

営農区域		申請先／お問い合わせ先	住所・電話番号
東北管内（青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県）を越えて営農している方		国（経営局経営政策課）	〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 TEL：03-6744-2143
東北管内で青森県を越えて営農している方		国（東北農政局担い手育成課）	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL：022-221-6241
青森県内で鶴田町を越えて営農している方	西北地域を越えて営農	青森県農林水産部構造政策課 担い手育成グループ	〒030-8570 青森市長嶋1-1-1 TEL：017-734-9463
	西北地域内で営農	西北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	〒037-0046 五所川原市栄町10 TEL：0173-35-5727
鶴田町のみで営農している方		鶴田町役場 産業課 農業振興班	〒038-3595 鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 TEL：0173-22-2111

令和2年4月より、オンラインでの申請が可能になります。  
 ※申請先が国・県の方のみ対象。申請先が町の方は直接役場へお越しください。

**申請先が町の方は、  
 役場産業課へお越し  
 ください！**

